

あべともこニュース



いのちをまもる為のウクライナへの人道支援を

◆守れ！いのちと人権

ロシアのウクライナへの軍事侵攻は拡大の一途。外相会談(10日)と4回目の停戦交渉(14日)が行われましたが、ロシアが一方的にウクライナの全面降伏を求め、進展せず。原発施設だけでなく、産婦人科・小児科病院への攻撃で多くの“いのち”が危険に晒され、国際人道法にも反しています。国外避難民は280万人超(15日付)。第2次大戦以来、欧州で最大の難民数との報道もあります。

去る12日、藤沢市民会館でノンフィクション作家の保阪正康さんをお招きしての第20回憲法フォーラムをハイブリッド開催。「ないがしろの憲法」と題しご講演、ロシアの国家主義にもふれられました。

第2次大戦後、軍事によらない戦争の解決の決意のもと施行された日本国憲法。その根幹には、人権と平和があります。日本は、今こそ憲法の精神に基づき、世界の反核平和外交をリードすべきです。



衆議院議員あべともこプロフィール

神奈川県12区(藤沢市・寒川町) 当選8回、東京大学医学部卒業、小児科医、あべともこ子どもクリニック(湘南台)理事長
現在、厚生労働委員会・沖縄及び北方問題に関する特別委員会委員長、原子力問題調査特別委員会委員



https://twitter.com/abe_tomoko



<https://www.facebook.com/abetomoko.jp>

あべともこ

検索

給付	雇用	非雇用
出産育児一時金	○	○
出産手当金	○	×
傷病手当金	○	×
育児休業給付金	○	× or △
産休・育休中の保険料免除	○	×

フリーランスは、こんなに不利!?
図:阿部知子事務所作成

00万円もの差があるという試算を紹介。働く全ての女性に出生・育児に関する休業給付を、雇用保険制度ではなく国として保障する仕組みが必要だと質しました。

◆子育ては社会全体で支援を!

雇用保険は企業などに働く人が加入し、失業や出産、介護・育児休業などに対する給付があります。一方で個人事業主やフリーランスにはこうした保障がありません。阿部ともこは雇用保険法改正案の審議で育児休業を取り上げ、フリーランス女性が出産後すぐにも仕事復帰せざるを得ない実態を、母性保護の観点からも問題だと指摘しました。

また、「月収30万円・一年間の育休取得」と仮定して比較すると、育休給付金・出産手当金・社会保険料を計算すると、300万円もの差

◆旧優生保護法が生んだ差別・偏見

阿部ともこは、11日の厚生労働委員会の冒頭で、旧優生保護法による障害者への強制不妊手術に対する国家賠償判決について、厚生労働大臣の認識を問いました。

各地で行われたこれまでの裁判では同法は違憲としながら、損害賠償請求ができる期間20年(除斥期間)を理由に訴えを退けてきました。しかし、2月下旬の大阪高裁判決は、除斥期間を認めることは正義に反すると初判決。

それを受けて、「優生保護法が廃止されても、差別と偏見の中に置かれて声を上げられなかったことに言及したのが高裁判決だ」と指摘。大臣は「法律上の解釈問題」などを理由に、上告して最高裁判決を仰ぐと答弁。しかし、その1時間後に、東京高裁も、国の責任を認めました。国が旧優生保護法を謝罪し、一時金を支給したのは2019年。

障害者差別をなくそうとする社会は始まったばかりです。

あべともこ後援会入会及び、ボランティアスタッフ募集中!

ウクライナ難民支援募金活動を行っています! ご協力をお願いします。

